

熊本バレーボールアカデミー 会則

第1条(名称)

本会は、熊本バレーボールアカデミー(以下、本会と言う)と称する。

第2条(主宰者)

本会の主宰者は、藏原良二とする。主宰者は、本会のすべての運営を掌る。

第3条(所在)

本会は、熊本市東区1丁目1番地53号に事務所を置く。

第4条(目的)

本会は、既存のバレーボール環境に満足しない子どもたちに対して、「清く・正しく・美しく」をモットーにスポーツへの正しい理解とスポーツマンシップ並びにバレーボールの競技力向上を図る場を提供し、活動においては「良い声」「良い顔(表情)」「良い姿勢(取り組み)」を指導理念として掲げて地域社会の振興に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. バレーボールの定期的練習会の開催
2. 指導者の指導技術向上を目指したバレーボール教室の開催
3. バレーボールの指導者及び保護者等を対象にした勉強会・講演会の開催
4. バレーボールに関する情報共有プラットフォームの構築
5. バレーボール指導方法と練習方法の開発
6. 図書、ビデオ、刊行物の発行
7. 他の指導者との交流
8. 会員並びに保護者との親睦交流
9. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条(バレーボール練習会等開催日及び会場)

本会の定期練習会などの事業開催日及び会場は、以下のとおりとする。詳細については、本会ホームページ“熊本バレーボールアカデミー”練習予定表を随時確認すること。

1. バレーボールの定期的練習会は、原則毎週水曜日(熊本市立白山小学校体育館)・金曜日(熊本市立白坪小学校体育館)とする。また、月曜日と木曜日においても会場が確保可能であれば開催する。
2. バレーボール教室はKVAバレーボール教室と称して、原則毎月第一日曜日に開催する。会場はその都度確保される。

第6条(入会資格)

本会に入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

1. 本会の目的に賛同し、本会則に同意及び遵守できるものであること。
2. 保護者により、他者に対して優しく礼節を持って接し尊厳を重んじる心の教育ができているものであること。
3. スポーツを行うに適した健康状態であるもの。
4. 本会が実施するイベント、あるいは参加する練習（試合）及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びに主宰者の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、また、本会のすべての活動において盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本会及び主宰者並びにスタッフに対し、一切の責任並びに損害賠償を請求しないものとするを承諾したものとその保護者とする。
5. スポーツ傷害保険等に加入しているもの。
6. その他、本会が入会を適当であると認めたもの。

第7条(入会手続)

1. 本会に入会を希望するものは、主宰者の許可を得て所定の入会申込書を提出する。
2. 本会が入会を認めた者(以下会員という)は、入会申込書を提出後の練習日から練習に参加することができる。

第8条(会費)

本会の会費は、入会を認められた当月から下記に定める会費を練習の参加の有無に関わらず支払うものとする。尚、一旦納入された会費については入会不許可の場合を除き、理由の如何に関わらず返金しないものとする。

1. 会員は、原則月3,000円とする。但し、兄弟姉妹で入会している場合は2人目から各1,000円加算される。
2. 主宰者が特別な事情により認めた入会者を特別会員とし、その者が練習に参加した場合は1回500円を徴収する。特別な事情の要件は主宰者が別途定める。
3. 会員は本会が主催する事業に参加する場合は、事業案内及び参加申込みや参加料負担に対して優遇されることがある。但し、特別会員は、会員との負担平等を保つために、その限りではないことがある。

第9条(会費の滞納)

会員及び特別会員もしくは保護者が、会費の納入を怠ったときは、会員相互の平等性を鑑みて退会させることができる。

第10条(練習日及び時間)

本会の活動は、本会のホームページにアップされた練習予定表に従って施行される。また、やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にホームページにて会員及び特別会員に周知する。但し、緊急で致しかねない場合はその限りではない。

第11条(会員及び特別会員並びに保護者のモラル)

会員及び特別会員とその保護者は、次の事項を厳守しなければならない。

1. 本会および主宰者の目的に沿うよう努めること。
2. 保護者は、常に会員に礼節を守らせ、日頃から社会の一般的常識を会員に対して身につけさせ、他者への尊厳を尊重して身体的精神的な苦痛を他者に加えることがないように責任を持って見守り「心の教育」を家庭でも実践すること。
3. 礼節を重んじてフェアプレー精神をモットーとし、会員及び特別会員並びに保護者全員がバレーボールに親しみ楽しめるよう努めること。
4. 本会の定める本会則及び主宰者の指示を遵守すること。
5. 本会の活動に際して、服装及び言動に常に品位を保つよう努めること。保護者も同様である。
6. 各種ソーシャルメディア、SNSに本会の活動情報をむやみに投稿しない。また、主宰者が不適切と判断した投稿は削除を指示することができる。保護者の同様である。

第12条(休会)

1. 本会の休会(引き続き1ヶ月以上2ヶ月以下休む場合をいう)を希望する会員は、主宰者に届け出なければならない。
2. 休会の期間は2ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは自動的に復会するものとする。
3. 休会期間中の会費等の納入は不要とする。

第13条(退会)

1. 本会の会則、主催者を並びに指導者の指導に従わないものは退会をさせます。
2. 他の会員に対して、優しく礼節を持って接することができず、身体及び精神的に苦痛を与える言動などの行為を行ったものは退会させます。
3. 保護者間のトラブルは、一切本会は関与しない。問題内容によっては一方もしくは両方の会員を退会させます。
4. 会員及び特別会員は、本会の活動に連続して一か月間参加がない場合は、本会を退会したとみなし、本会には、特にその旨を届け出は必要なく自然退会とする。
5. 退会后、再入会する場合は、途中再入会月の会費を支払わなければならない 特別会員も同様である。

第14条(会員及び特別会員の変更事項)

会員及び特別会員は、住所、連絡先等、入会申込書の記載事項等に変更があった場合には、その旨、届け出なければならない。

第15条(除名)

本会則に違反するなど、本会の会員及び特別会員としてふさわしくないと認めた会員に対し、主宰者は退会をさせることができる。

第16条(休講・閉鎖)

本会の目的の遂行及び主宰者の意思に反した状況並びに天災地変、社会情勢の変化、その他通常の本会運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本会を休講、もしくは閉鎖することがある。

第17条(写真・映像の使用)

本会の活動風景を撮影した写真及び映像を本会のホームページ、その他、本会が関係するプロモーションに使用する場合がある。

第18条(個人情報の取り扱い)

本会は、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

第19条(細則) 本会則に定めのない事項及び運営上必要な細則は本会が別に定める。

第20条(会則の改定)

1. 本会則の改定は本会が必要に応じ、会員及び特別会員もしくは保護者の承諾を得ることなく、随時本会則並びに細則、その他諸規定を改正することができる。
2. 会員及び特別会員もしくは保護者は本会則の変更について、異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をすることができない。

第21条(発効)

本会則は2020年4月1日より発効するものとします。

2020年4月1日制定

2022年7月1日改定

2025年5月1日改定